

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部改正（本則関係）

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の有効期限（平成三十三年三月三十一日まで）を十年間延長し、令和十三年三月三十一日までとするものとする。

第二 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、二の一部については、令和三年四月一日から施行するものとする。 （附則第一項関係）

二 関係法律の規定の整備を行うものとする。 （附則第二項及び第三項関係）